

イ 父母に代わる人が生計を支えている世帯の場合 → その人の所得

ウ 母子又は父子世帯の場合 → 母又は父の所得

- (2) 志願者の在学学校長は、奨学生推薦調書を矢板市教育委員会事務局教育総務課内「矢板市育英会」に提出してください。

6 貸与期間

奨学金は奨学生に採用した月から、その人の在学する学校の正規の修了月までの期間貸与します。

7 返還

返還期間 卒業後1ヶ年の据置期間後、貸与した期間の3倍の期間内

返還方法 年賦又は半年賦による均等払

奨学金は無利子とする。

8 出願期間

平成28年2月8日(月)から平成28年3月14日(月)まで

9 奨学生の採用

矢板市育英会奨学生選考委員会において、応募者の人物並びに学業成績、家計等について審査を行い、適格度の高い順に選考のうえ、当育英会会長が奨学生を決定し本人に通知します。採用にならなかった人にもその結果をお知らせします。

公益財団法人矢板市育英会事務局

〒329 - 2165

矢板市矢板106番地2

矢板市教育委員会事務局教育総務課内

電話番号 0287 - 43 - 6217